

第四次川越市総合計画基本構想の策定

○趣旨

第四次川越市総合計画基本構想を策定するため、川越市総合計画策定条例第5条の規定により、議会の議決を求めようとするものです。

○基本構想の内容

1 基本構想の理念

市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方を示すものである基本構想の理念について、川越市民憲章の考え方を尊重するとともに本市を取り巻く社会状況の変化を踏まえて定めようとするものです。

2 都市づくりの目標

将来都市像を「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」とし、その実現のため、8つの分野の基本目標を定めようとするものです。また、目指すべき将来人口を35万人に設定するとともに、歴史や自然と調和のとれた魅力ある都市の実現に向けた土地利用構想を定めようとするものです。

3 施策の大綱

「子ども・子育て」、「福祉・保健・医療」、「教育・文化・スポーツ」、「都市基盤・生活基盤」、「産業・観光」、「環境」、「地域社会・市民生活」及び「住民自治・行財政運営」の8つの分野における施策の大綱を定めようとするものです。

○基本構想の期間

平成28年度から平成37年度までの10年間としようとするものです。

【分野別の基本目標】

① 子どもが健やかに成長でき、子育ての楽しさを感じられるまち

子ども・子育て

② 住み慣れた地域で、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち

福祉・保健・医療

③ 歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち

教育・文化・スポーツ

④ 安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち

都市基盤・生活基盤

⑤ 地域資源をいかした、にぎわいと活力にあふれるまち

産業・観光

⑥ 地球環境にやさしい、豊かな自然とともに生きるまち

環境

⑦ 地域で支え合う、安全で安心なまち

地域社会・市民生活

⑧ つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進

住民自治・行財政運営